

## 1. 評価対象施策

### ルールある競争社会の推進

不公正な取引方法等の規制

- 知的財産の利用等に係る不公正な取引方法等の規制の取組 -

#### 【具体的内容】

知的財産の利用等に係る独占禁止法・下請法違反行為を排除し、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の策定、講習会、相談対応等により知的財産の利用等に係る独占禁止法・下請法上の考え方を周知して違反行為の未然防止を徹底するなどにより、知的財産の利用等に係る取引の適正化を図る。

## 2. 施策等の目的

知的財産の利用等に係る不公正な取引方法等の規制の実施等により、知的財産の利用等に係る取引の適正化を図る。

## 3. 評価の実施時期

平成 21 年 10 月～平成 22 年 3 月

## 4. 評価の目的（ねらい）及び観点

- (1) 知的財産の利用等に係る取引の適正化を図るために必要か（必要性）。
- (2) 知的財産の利用等に係る取引の適正化に役立ったか（有効性）。
- (3) 効率的に行われたか（効率性）。

## 5. 政策効果の把握の手法

- (1) 日本知的財産協会又は社団法人情報サービス産業協会の加入事業者に対するガイドライン・独占禁止法違反事件の認知度等に関するアンケート調査

調査対象	日本知的財産協会(注1)又は社団法人情報サービス産業協会(注2)の加入事業者 912 社
調査方法	ウェブアンケート調査
調査委託先	エヌ・ティ・ティ・ナビスペース株式会社
調査期間	平成 21 年 11 月 26 日から 12 月 18 日
有効回答数	225 件

(注1) 昭和 13 年に知的財産に関する諸制度の適正な活用及び改善等を目的として設立。

会員事業者数約 1,200 社。

(注 2) 昭和 59 年に情報関連技術の開発促進等を目的として設立。会員事業者数約 600 社。

(2) コンテンツ取引に係る下請法講習会参加者に対するアンケート調査

調査対象	平成 19・20 年度講習会参加者延べ 703 名
調査方法	講習会参加者へのアンケート票の配布
調査期間	平成 19・20 年度講習会開催時 ( 図表 2 参照 )
有効回答数	延べ 539 件

- (3) 独占禁止法違反事件等の新聞報道量の測定  
(4) 独占禁止法・下請法違反事件等の件数・内容の分析 等

## 6 . 評価を行う過程において使用した資料等

- (1) 日本知的財産協会又は社団法人情報サービス産業協会の加入事業者に対するアンケート調査結果  
(2) コンテンツ取引に係る下請法講習会参加者に対するアンケート調査結果  
(3) 知的財産推進計画 等

## 7 . 施策の実施状況

- (1) 知的財産の利用等に係る独占禁止法上の考え方の明確化

公正取引委員会は、知的財産分野における独占禁止法違反行為の未然防止を図るとともに、知的財産の利用等に係る取引に伴うリスクを軽減して取引の円滑化を図るとの観点から、知的財産の利用等に係る独占禁止法上の考え方を明確化するとともに(注 1)、これらの考え方の説明会を実施するほか、事業者や事業者団体からの個別の相談に対応し、相談者以外にも参考となると思われる相談の概要を、主要な相談事例として取りまとめて公表している(注 2)。

平成 19 年 9 月には、知的財産の保護及び活用に関する取組が活発に行われている状況にかんがみ、知的財産の利用に係る制限行為についての独占禁止法上の考え方を一層明確化するため、「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」を全面的に改定し、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(以下「知財ガイドライン」という。)を策定・公表した。関係各方面にこれを広く周知するため、知財ガイドラインに関する説明会をこれまでに 20 件実施している。

知財ガイドラインにおいて改定された主な事項は以下のとおりである。

知財ガイドラインの対象となる知的財産について、「特許、実用新案及びノウハウ」から「技術に関する知的財産すべて」に対象を拡大競争に及ぼす影響を分析するに当たっての基本的な考え方を、市場、

競争減殺効果の分析方法の別に横断的に記述。併せて競争への影響が大きい場合及び競争減殺効果が軽微な場合の例(いわゆる「セーフハーバー」)を明確化

独占禁止法上問題となり得る行為として、技術に権利を有する者による「技術を利用させないようにする行為」を追加

(注1) 特許又はノウハウのライセンス契約に関する独占禁止法上の考え方を示した「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」(平成11年7月)、委託取引により作成された情報成果物に係る権利の取扱いなどについての独占禁止法上の考え方を示した「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」(平成16年3月)、標準化プロセスにおけるパテントプールの形成・運用等に関する独占禁止法上の考え方を示した「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」(平成17年6月)を順次公表。

(注2) 平成12年以降、技術取引に関する独占禁止法上の相談事例を9件公表。

## (2) 知的財産の利用に係る独占禁止法違反行為への対処

公正取引委員会では、知的財産権の濫用行為等について迅速かつ効率的に対処できるよう知的財産タスクフォースを平成14年8月に設置するなどにより、以下のとおり、世界的規模の事業者によるものや国民生活に及ぼす影響の大きなものを中心として、知的財産の利用に係る独占禁止法違反行為等に対処してきている(別紙参照)

社団法人日本音楽著作権協会に対する件(平成21年2月27日排除措置命令)

着うた提供業者5社に対する件(平成17年3月24日勧告)

マイクロソフトコーポレーションに対する件(平成16年7月13日勧告)

株式会社第一興商に対する件(平成15年10月31日勧告)

トエンティース センチュリー フォックス ジャパン、インコーポレーテッドに対する件(平成15年10月8日勧告)

コナミ株式会社に対する件(平成15年4月22日警告)

## (3) 情報成果物作成委託に係る下請法違反行為への対処

情報成果物の作成に係る下請取引等を新たに適用対象とする下請法の改正が行われたところ(平成16年4月1日施行)、公正取引委員会は、下請法に関する運用基準を公表し、下請事業者の知的財産権が発生する場合において、親事業者が、委託した情報成果物等に加えて、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産権を親事業者に無償で譲渡・許諾させることは、下請法上問題になるとの考え方を明らかにしている。

また、公正取引委員会は、情報成果物の作成委託に係る下請法違反事件に迅速かつ的確に処理してきており、平成16年度以降、図表1のとおり下請法に基づく勧告又は指導を行い、下請法違反行為の取りやめ、下請事

業者が被った不利益の原状回復措置等を講じさせてきている。

【図表 1】情報成果物作成委託に係る下請法違反行為に対する措置件数

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
勧告	0	2	0	1	1
指導	488	919	362	386	331

また、公正取引委員会は、コンテンツ産業の育成が政府全体の課題となっていること等を踏まえ、独占禁止法及び下請法の一層の普及・啓発により違反行為の未然防止を図り、コンテンツ制作に係る取引の適正化を推進する観点から、図表 2 のとおり、平成 18 年度以降、コンテンツ制作を行う親事業者（放送局、広告代理店、ゲームメーカー等）を対象として、コンテンツ制作の取引実態に即した分かりやすい具体例を用いること等により説明を行い、親事業者の一層の法令遵守を促すための独占禁止法及び下請法の講習会を実施している。

【図表 2】コンテンツ取引に係る下請法講習会の参加者数

開催年度	東京会場	名古屋会場	大阪会場	合計
平成 18 年度 (平成 19 年 3 月 8 日～3 月 27 日)	289 名	82 名	180 名	551 名
平成 19 年度 (平成 20 年 3 月 11 日～3 月 25 日)	150 名	59 名	139 名	348 名
平成 20 年度 (平成 21 年 3 月 9 日～3 月 24 日)	173 名	53 名	129 名	355 名

#### (4) アニメーション産業に関する実態調査報告書の公表

公正取引委員会では、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、競争政策上問題となるおそれのある取引慣行等がみられた場合には、その旨を指摘して自主的な改善を促すとともに、その調査結果を公表してきているところ、平成 21 年 1 月、アニメーション産業における取引慣行等についての実態調査報告書を公表し、著作権の帰属と二次利用の在り方等について、独占禁止法及び下請法の観点から提言を行っている。

## 8 . 評価

### (1) 必要性

知的財産制度は、事業者の研究開発意欲を刺激し、新たな技術やその技術を利用した製品を生み出す原動力となり得るものであり、競争を促進する効果が生ずることが期待される。このように、知的財産制度は、自由経

済体制の下では、事業者に創意工夫を発揮させ、国民経済の発展に資するためのものであり、その趣旨が尊重されるとともに、知的財産に係る取引が円滑に行われるようにすることが重要である。他方、知的財産制度の下で権利を有する者が、他の事業者がこれを利用することを拒絶したり、利用することを許諾するに当たって許諾先事業者の研究開発、生産、販売等の事業活動を制限したりする行為は、その態様や内容いかんによっては、競争に悪影響を及ぼす場合がある。知的財産制度に期待される競争促進効果を生かしつつ、知的財産制度の趣旨を逸脱した行為によって技術や製品をめぐる競争に悪影響が及ぶことのないようにすることが競争政策上重要である。したがって、知的財産の利用等に係る取引の適正化を図るためには、知的財産の利用等に係る不公正な取引方法等の規制を実施する必要性は高い。

また、知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 10 条においては、知的財産の保護及び活用に関する施策の推進に当たり、公正かつ自由な競争の促進が図られるよう配慮することが規定されており、知的財産基本法に基づき設置された知的財産戦略本部が策定した知的財産推進計画においても、公正取引委員会に関連する施策を推進することが挙げられており（注）、政府全体の取組としても知的財産の利用等に係る不公正な取引方法等の規制の実施が求められている。

（注） 知的財産権の濫用による不公正な取引方法等の独占禁止法違反について重点的に取締りを行うこと（知的財産推進計画 2008）、知的財産権の権利行使に対する独占禁止法の適用範囲の明確化を図ること（同 2009）、知的財産権に関連する下請法違反行為に係る情報の収集を効果的に行うこと（同 2009）、下請法及び独占禁止法の適切な運用等によりコンテンツ制作に係る適正な取引を推進すること（同 2009）等

## （2）有効性

### ア 知的財産の利用に係る独占禁止法上の考え方の明確化

知的財産を利用する機会が多いと考えられる事業者が加入している日本知的財産協会又は社団法人情報サービス産業協会加入事業者 912 社（有効回答数 225 社）を対象としてアンケート調査（以下「知財アンケート調査」という。）を行ったところ、知的財産の利用に係る独占禁止法上の問題に対処するため利用許諾をする際に法務部の審査又は弁護士への相談を行うと回答した事業者と、利用許諾を受ける際に法務部の審査又は弁護士への相談を行うと回答した事業者が、約 7 割に達した。

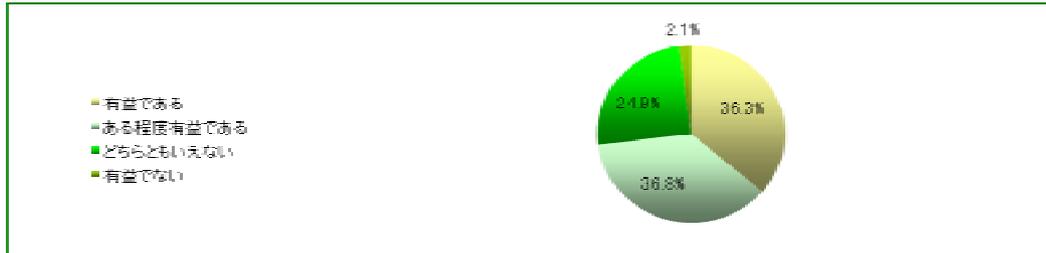
また、知財ガイドラインの認知度は 85%を超えており、このうち同ガイドラインを読んだことがあると回答した事業者は 72%に達していることから、知的財産に係る取引の適正化に対する事業者の関心は相当に高い状況にあると考えられる。

こうした状況の下、知財アンケート調査においては、知財ガイドラインの主な改定内容について「有益であった」又は「ある程度有益であっ

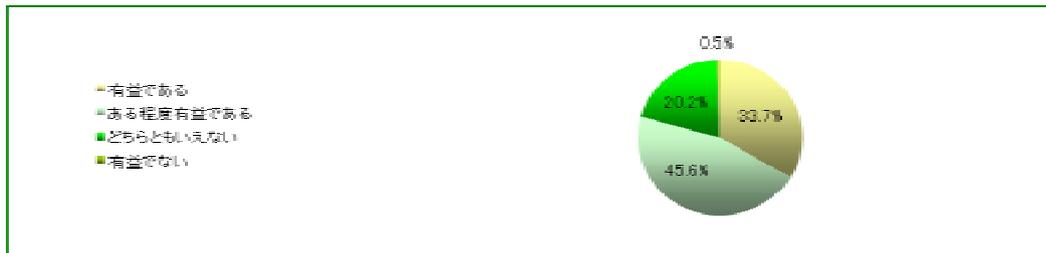
た」と回答した事業者は、70%を超えており、また、知財ガイドラインの改定が知的財産の利用に係る独占禁止法上の問題に対処するための取組の推進に「役立った」又は「ある程度役立った」と回答した事業者は65%を超えている（図表3参照）。

【図表3】知財ガイドラインの主な改定内容に関する評価

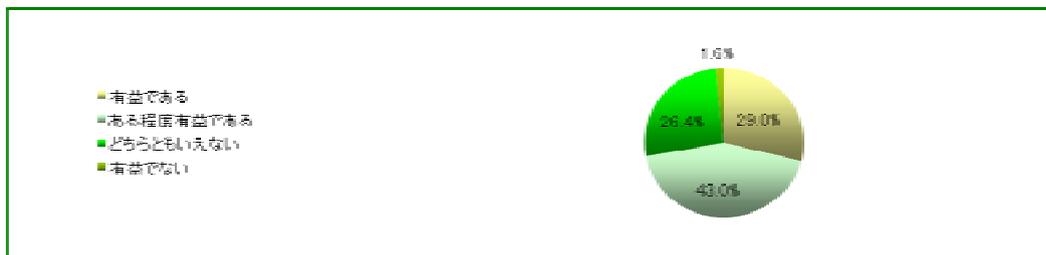
知財ガイドラインの対象となる知的財産について、「特許，実用新案及びノウハウ」から「技術に関する知的財産すべて」に対象を拡大したことについて



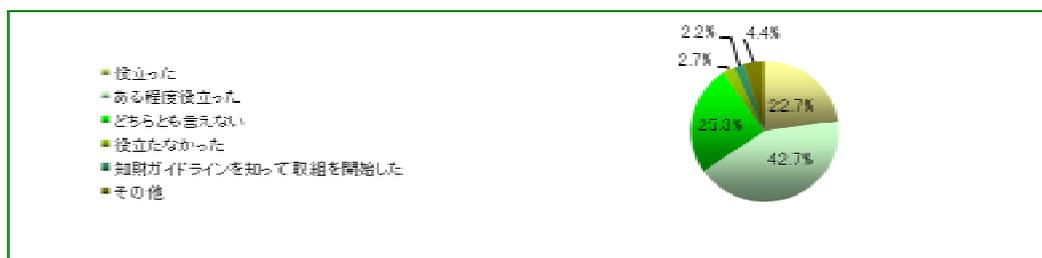
競争に及ぼす影響を分析するに当たっての基本的な考え方を、市場，競争減殺効果の分析方法の別に横断的に記述し、併せて競争への影響が大きい場合及び競争減殺効果が軽微な場合の例（いわゆる「セーフハーバー」）を明らかにしたことについて



独占禁止法上問題となり得る行為として、技術に権利を有する者による「技術を利用させないようにする行為」を追加したことについて



知財ガイドラインの改定が知的財産の利用に係る独占禁止法上の問題に対処するための取組の推進に役立ったかについて



このように、知的財産の利用に係る独占禁止法の考え方を、ガイドラインの形で明らかにするとともに、随時見直しを行い、公表することにより明確化を図るという取組は、知的財産に係る取引の適正化の推進に有効であったと評価できる。

#### イ 知的財産の利用に係る独占禁止法違反行為への対処

近年の知的財産に係る独占禁止法違反事件等の日刊新聞の報道量を計測したところ、社団法人日本音楽著作権協会に対する件は1,645行、着うた提供者5社に対する件は1,448行、マイクロソフトコーポレーションに対する件は1,956行に上り、平成20年度における独占禁止法違反に対して法的措置を採った事件全体の1件当たりの平均報道量(654行)を大幅に上回っている(図表4参照)。このことから、社会的に関心の高い事件に対処したと評価できる。これらの知的財産に係る独占禁止法違反事件等が多くの報道を通じ社会に認知されることにより、個別の独占禁止法違反行為の除去のみならず、知的財産に係る取引を行う事業者において、独占禁止法違反行為の未然防止に寄与することが期待されるところであり、その効果は積極的に評価できる。

【図表4】知的財産に係る独占禁止法違反事件等に関する日刊新聞報道量

事件名	行数
社団法人日本音楽著作権協会に対する件	1,645行
着うた提供者5社に対する件	1,448行
マイクロソフトコーポレーションに対する件	1,956行
平成20年度法的措置1件当たりの平均	654行

(注) 1 当委員会が把握している日刊新聞報道量を行数換算で算したものである。

2 新聞の1段は約70行である。

また、知財アンケート調査において、知的財産に係る独占禁止法違反事件に係る審判審決(平成16年(判)第13号マイクロソフトコーポレーションに対する件。以下「マイクロソフトコーポレーションに対する件

に係る審判審決」という。)を知っている者に対し、同審決の主な判断内容について参考となった事項を質問したところ、知的財産の許諾契約を行うに当たり、知的財産の利用を他者に許諾する場合においても、他者から知的財産の利用許諾を受ける場合においても、いずれも40%以上の事業者が「OEM業者と被審人間の均衡を欠いた不合理なものである」という事項が参考になると回答した。「OEM業者とパソコンAV技術(注)の開発意欲が損なわれると認められる」、「公正な競争秩序に悪影響を及ぼす恐れがあることにある」という事項についても、約30%から40%の事業者が参考になったと回答している(図表5参照)。このことから、利用許諾をする場合においても、利用許諾を受ける場合においても、いずれも同審決が有益と受け止められていることがうかがえる。

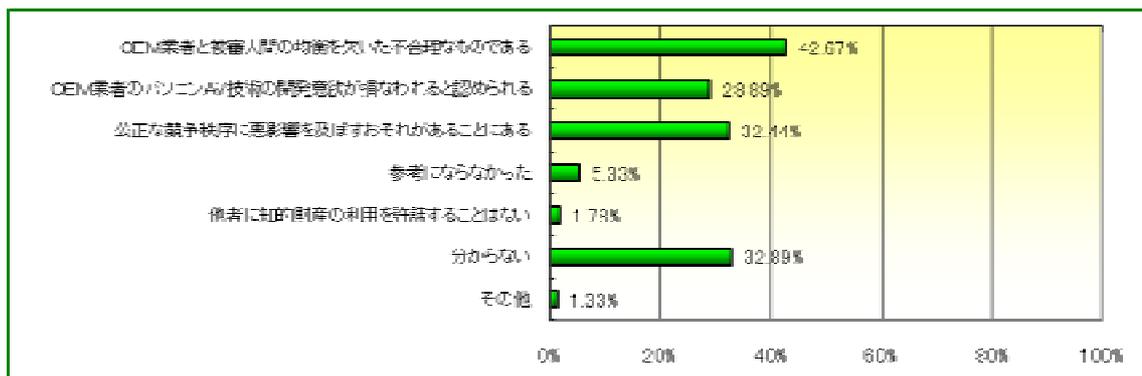
また、同審決を知っていると回答した事業者のうち、同審決により独占禁止法に対する理解が「進んだ」又は「ある程度進んだ」と回答した事業者は約半数に達した。

これらから、独占禁止法違反行為への厳正な対処は、個別の独占禁止法違反行為の除去のみならず、法解釈を明確化し、独占禁止法違反行為の未然防止を図る観点からも、知的財産の取引に係る適正化に有効であったと評価できる。

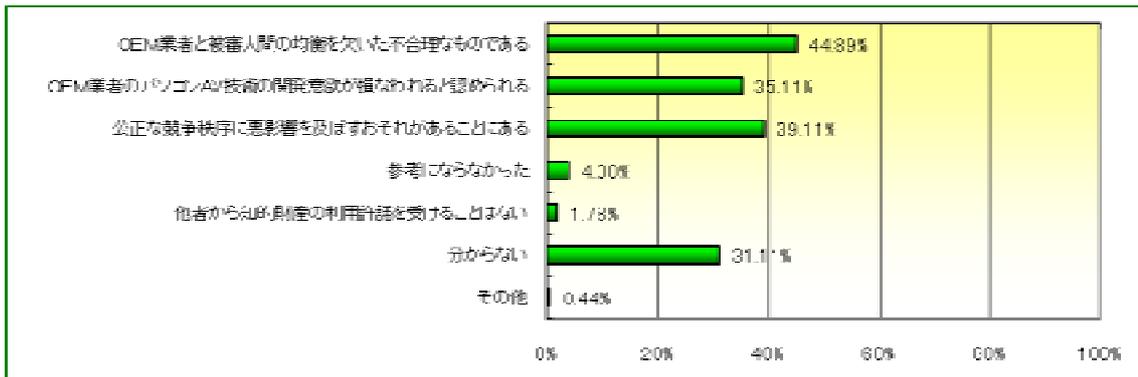
(注) デジタル化された音声又は映像を視聴できるようにするための機能をパソコン上で実現するために必要となる技術。

【図表5】マイクロソフトコーポレーションに対する件に係る審判審決で参考となった事項

知的財産の利用を他者に許諾する場合



### 他者から知的財産の利用許諾を受ける場合



### ウ 情報成果物作成委託に係る下請法違反行為への対処

公正取引委員会は、従前から情報成果物作成委託に係る下請法違反行為に対する迅速かつ的確な処理に努めてきているところ、平成19年度には放送番組・映像制作に係る情報成果物の下請取引の重点調査を行うなど、情報成果物作成委託に係る下請法違反行為を積極的に排除してきている。平成19年度及び平成20年度においては、情報成果物作成委託に係る下請法違反行為に対して、1件ずつ勧告を行い（下請法に基づく勧告は平成19年度で13件、平成20年度で15件。）、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じさせた。これらの勧告事件は、日刊新聞において、少なくとも平成19年度の事件は39行、平成20年度の事件は72行の報道が認められ、下請法の内容が社会に認知される効果がある。情報成果物に係る下請法違反被疑事件については、図表6のとおり、重点調査を行った平成19年度を除けば、新規着手件数は減少する傾向にあるが、これは、上記のような公正取引委員会の積極的な事件処理や勧告事件の新聞報道が一因となって、情報成果物に係る下請取引の適正化に対する親事業者の理解が浸透したためと考えられる。一方、申告による着手件数が増加しているが、これは、上記のような公正取引委員会の積極的な事件処理や勧告事件の新聞報道が一因となって、下請事業者についても、情報成果物に係る下請取引の適正化に対する理解が浸透したためと考えられる。

以上のことから、情報成果物作成委託に係る下請法違反行為への対処は、知的財産の利用等に係る取引の適正化に有効であったと評価できる。

【図表 6】情報成果物作成委託に係る下請法違反被疑事件の着手件数

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
着手件数	504	931	399	443	363
うち申告によるもの	12	15	25	34	26

また、コンテンツ制作を行う親事業者等を対象に平成 18 年度から実施しているコンテンツ取引に係る下請法講習会には、毎年 350 名程度の参加があり（図表 2 参照）、平成 19 年度及び平成 20 年度に開催した同講習会の参加者延べ 703 名を対象に実施したアンケートにおいては、平均して約 80%が自社のコンプライアンスに役立ったと答えており（図表 7 参照）、コンテンツ業界における下請取引の適正化に対する取組は有効であったと評価できる。

【図表 7】コンテンツ取引に係る下請法講習会参加者へのアンケート結果  
講習会に参加することでコンプライアンスに役立ったと回答した割合

	東京会場	名古屋会場	大阪会場
平成 19 年度	74.1%	84.1%	78.7%
平成 20 年度	83.6%	78.3%	76.8%

## エ アニメーション産業に関する実態調査報告書の公表

アニメーション産業に関する実態調査報告書については、公表日の翌朝のテレビニュースにおいて 1 分 15 秒にわたり詳しく取り上げられた（平成 21 年 1 月 24 日放送 日本放送協会「おはよう日本」）ほか、日刊新聞で少なくとも 213 行の報道量が認められ、社会的に関心の高い分野における実態調査を行ったものと評価できる。また、これらの報道を通じ独占禁止法及び下請法の観点からの公正取引委員会の提言が社会に認知されることとなり、違反行為の未然防止に寄与することが期待される。

また、同報告書の公表を受け、アニメーション制作会社が多数加盟する事業者団体である社団法人日本動画協会(注)が、平成 21 年 3 月、ガイドラインを作成して会員各社に配布し、下請法遵守の体制作りを支援するとともに、アニメーション業界の諸問題についての改善策について検討を続けていく旨を公表している。

以上から、同報告書の公表による政策提言はアニメーション産業における知的財産の利用等に係る取引の適正化に有効であったと評価できる。

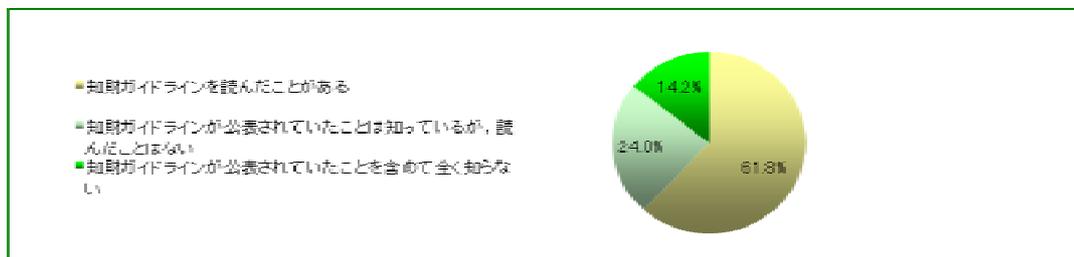
(注) 平成 14 年にアニメーション産業の持続的発展を目的として設立。会員事業者数約 60 社。

### (3) 効率性

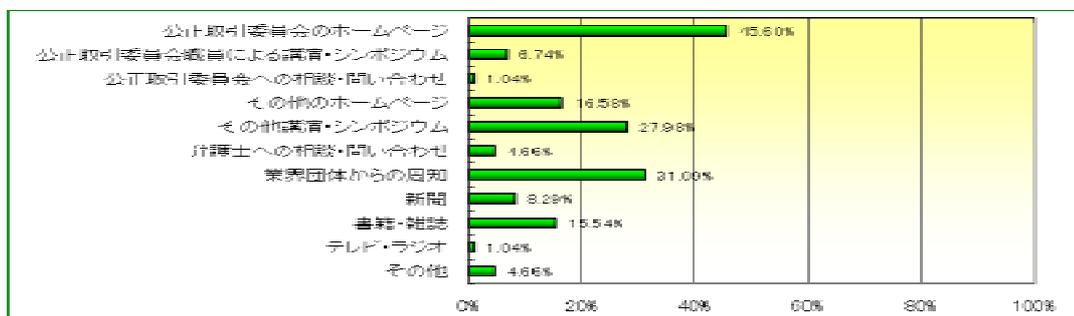
ア 知財ガイドラインの周知は、事業者にとってはルールの明確化及び予見可能性を高めることになることから、違反行為の未然防止が図られることによって事件処理に要するコストを削減できるとともに、知的財産に係る取引の適正化を効率的に実現する効果を有する。知財アンケート調査によれば、知財ガイドラインについては、公表されている事実を知っていると答えた事業者は85.8%に上り、このうち72.0%の事業者がガイドラインを読んだことがあると答えており、広く周知されていると評価できる。知財ガイドラインをどこで知ったかについては、「公正取引委員会のホームページ」から情報を入手したと答えた事業者が最も多く、「業界団体からの周知」が情報の入手経路としてこれに続いている（図表8参照）。公正取引委員会のホームページ上の知財ガイドラインのページへのアクセス件数は、知財ガイドラインが公表された平成19年9月から平成21年3月末までで24,000件を超えており、一般に広く利用されている状況がうかがえる。これらのことから、ある程度効率的に知財ガイドラインの内容等の周知が図られていると評価できる。

【図表8】知財ガイドラインの情報の認知度

知財ガイドラインを知っているかについて



知財ガイドラインをどこで知ったかについて



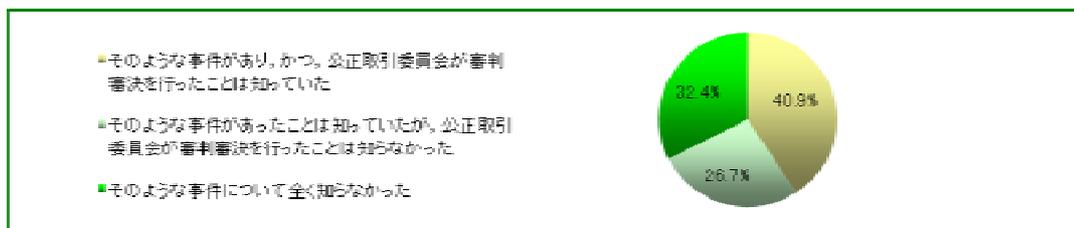
他方、知財アンケート調査によれば、知財ガイドラインの研修や説明会を実施してもらいたいと答えた事業者が全体の68.4%、知的財産の利用等に係る相談事例を公表してもらいたいと答えた事業者が64.0%に上る。このことから、事業者の間では、知財ガイドラインを一層深く理解したいというニーズが高いものと考えられる。したがって、こうした事業者のニーズに対応した効率的な周知を行う必要があると考えられる。

イ 知財アンケート調査によれば、マイクロソフトコーポレーションに対する件について、67.6%の事業者が知っていると答えており、同事件が広く周知されていると評価できる。同事件をどこで知ったかについて、書籍・雑誌から情報を入手したと答えた事業者が最も多く、その他講演・シンポジウムがこれに続いている（図表9参照）。これは、書籍・雑誌や講演・シンポジウム等では、公正取引委員会の審判審決について、要約されたり、詳しい解説とともに紹介されるため、同事件の審判審決がより分かりやすい内容で周知された結果と考えられる。

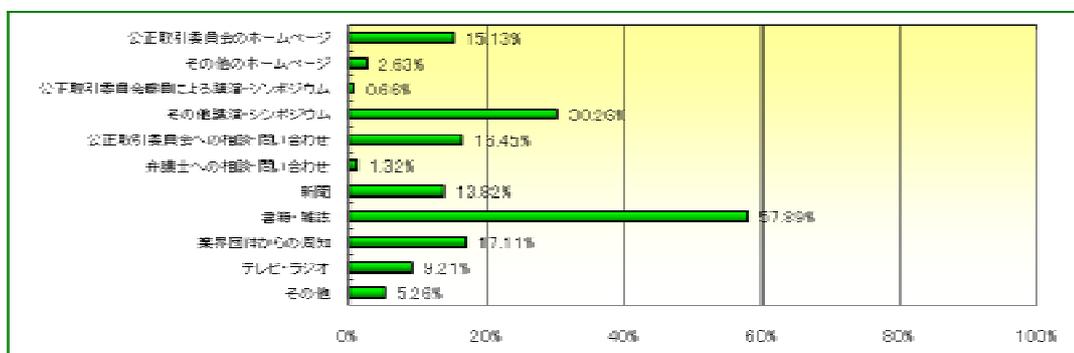
このことから、効率的に知的財産の利用に係る独占禁止法違反事件の内容等の周知が図られていると評価できる。

【図表9】マイクロソフトコーポレーションに対する件に関する情報の入手経路

事件を知っているかについて



事件をどこで知ったかについて



#### (4) 反映の方向性

##### ア 独占禁止法・下請法上の考え方の普及・啓発

前述したとおり、知的財産の利用等に係る独占禁止法・下請法上の考え方の明確化及びその周知を継続的に図ってきてはいるものの、知財アンケート調査によれば、知財ガイドラインの研修や説明会を実施してもらいたいと答えた事業者が全体の68.4%、知的財産の利用等に係る相談事例を公表してもらいたいと答えた事業者が64.0%に上っていることなどから、知的財産の利用等に係る独占禁止法・下請法上の考え方について、相談事例の公表等により、引き続き、周知等に努める必要があると考えられる。

## イ 独占禁止法・下請法違反行為の積極的排除

知的財産制度に期待される競争促進効果を生かしつつ、知的財産制度の趣旨を逸脱した行為によって技術や製品をめぐる競争に悪影響が及ぶことのないようにするため、公正取引委員会は、独占禁止法・下請法違反行為の排除に向け、引き続き、端緒情報を積極的に収集して違反行為に厳正に対処していくとともに、そのための体制の整備に努める必要があると考えられる。

### (5) 総合的評価

本施策は、知的財産の利用等に係る取引の適正化に一定の成果を上げることができたと評価できる。

## 9. 第三者の知見の活用状況

政策評価委員会等における各委員の主な意見は以下のとおりである。

知的財産分野の違反事件については、審判審決についても紹介すべきではないか。(意見を踏まえて修正を行った。)	東條委員
ガイドライン・独占禁止法違反事件の認知度等に関するアンケートについて、2つの協会に所属している事業者を調査対象とした理由を記載すべきである。(意見を踏まえて修正を行った。)	柿崎委員
知的財産の取引の公正化については、知的財産の取引におけるどのような行為が独占禁止法上問題となるか、幅広く広報してもらいたい。	田中委員
知的財産分野の違反事件の未然防止のためには、具体的に独占禁止法違反事件の内容を説明していくことについて検討していくべきである。	小西委員
ガイドラインの認知度だけでなく、評価を行うのであれば、今後は、ガイドラインを知って、その後、具体的にどのように対応したのかについてもアンケートの調査項目に入れるべきである。	田辺委員
審判審決の主な判断内容についてアンケート調査しているが、回答者は、マイクロソフトの案件を知っていて回答しているということであれば、それが分かるように記載すべきである。(意見を踏まえて修正を行った。)	東條委員

## 知的財産の利用に係る独占禁止法違反行為(概要)

件名	法的措置 年月日	法的措置内容	審決 年月日	審決内容	関係法条
社団法人日本音楽著作権協会に対する件	21.2.27 (排除措置命令) (注1)	音楽著作物の著作権に係る著作権等管理事業を営むに当たり、放送事業者から包括徴収の方法により徴収する放送等使用料の算定において、放送等利用割合が当該放送等使用料に反映されないような方法を採用していることにより、他の管理事業者の事業活動を排除している。	-	-	第3条後段
着うた提供者5社に対する件	17.3.24 (勧告)	株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントほか4社は、着うたを提供する業務をレーベルモバイル株式会社に委託しているところ、正当な理由がないのに、共同して、レーベルモバイル株式会社に着うたの提供業務を委託する者以外の着うたを提供する又は提供しようとする事業者に対し、原盤権の利用許諾を行わないようにすることとし、これを拒絶している。	20.7.24 (審判審決) (注2)	株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントほか3社と東芝イーエムアイ株式会社の5社は、共同して設立したレーベルモバイル株式会社に着うた提供業務を委託しているところ、4社は共同して(ただし、平成17年4月26日ころ以前においては5社で共同して)、他の着うた提供者に対し、原盤権の利用許諾を行わないようにしている。	第19条(一般指定第1項第1号)
マイクロソフトコーポレーションに対する件	16.7.13 (勧告)	パソコンメーカーにWindowsOSのライセンスをするにあたり、WindowsOSのライセンサーが、マイクロソフト社、他ライセンサー等に対して、WindowsOSによる特許侵害を理由に訴訟を提起しないこと等と誓約する旨の条項を含む契約書を締結し、パソコンメーカーの事業活動を不当に拘束する条件を付けて取引している。	20.9.16 (審判審決)	被審人のWindowsという名称を付したパソコン用のOSのOEM販売に係る許諾契約の締結に当たり、同許諾を受けたOEM業者に対して、OEM業者が、当該OSによる特許権侵害を理由に被審人等に対して訴訟を提起しないこと等を誓約する旨の条項を含む契約の締結を余議なくさせ、OEM業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けてこれと取引していた。	第19条(一般指定13項)

件名	法的措置 年月日	法的措置内容	審決年月日	審決内容	関係法条
株式会社第一興商に対する件	15.10.31 (勧告)	子会社である日本クラウン株式会社及び株式会社徳間ジャパンコミュニケーションズの管理楽曲について、これら2社をして、株式会社エクシングに対し、その使用の許諾を行わせないようにした上で、株式会社エクシングの通信カラオケ機器ではこれらの管理楽曲を使用させないようにする旨、取引先卸売業者及び遊興飲食店等のユーザーに告知していた。	21.2.16 (審判審決)	子会社2社をして、これら2社の管理楽曲の使用を自社の競争業者に対して承諾しないようにさせ、その旨又は当該競争業者の通信カラオケ機器ではこれらの管理楽曲が使えなくなる旨を卸売業者等に告知していた。	第19条(一般指定15項)
トエンティース センチュリー フォックス ジャパン、インコーポレーテッドに対する件	15.10.8 (勧告)	トエンティース センチュリー フォックス インターナショナル コーポレーションから配給を受けた映画作品を上映する事業者の入場料を定め、入場料の割引の実施の可否を決定するなどして、入場料を制限していた。	15.11.25 (審決)	-	第19条(一般指定13項)
コナミ株式会社に対する件	15.4.22 (警告)	社団法人日本野球機構が管理するプロ野球12球団の球団名、選手名、球団マーク等に係る知的財産権について、同機構との間で、平成12年4月1日から3年間を期間として、プロ野球ゲームソフトへの独占的使用許諾契約を締結し、その際、前記知的財産権を特段の合理的な理由がない限り、同社以外の家庭用ゲームソフトメーカーに再許諾することとしていたにもかかわらず、一部のソフトメーカーに対し、再許諾契約の締結を遅延させ、又は再許諾契約の締結の申請を受け付けないことによって、プロ野球ゲームソフトの新製品の販売を遅延させていた疑い。	-	-	第19条(一般指定2項)

(注1)平成21年5月27日に審判を開始し、現在、審判手続係属中である。

(注2)平成20年8月20日から同月22日に提訴された審決取消請求訴訟について、平成22年1月29日判決(請求棄却、東京高等裁判所)。